

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額※を支給する制度です。 ※1日当たり8,330円（R2.4.1以降に取得した休暇は15,000円）が支給上限。

- 制度の対象となる休暇の取得期間は令和2年2月27日～令和3年3月31日です（申請期限は下記）。

①令和2年2月27日～9月30日までの休暇	申請受付は原則として令和2年12月28日で終了
②令和2年10月1日～12月31日までの休暇	申請受付は原則として令和3年3月31日で終了
③令和3年1月1日～3月31日までの休暇	申請期限は令和3年6月30日

ただし、①②の期間については、次のⅠ、Ⅱの場合は申請期限を超過して申請することが可能（令和3年6月30日まで）です。詳細はホームページ（裏面記載）をご覧ください。

- Ⅰ.労働者からの労働局の特別相談窓口への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」などのご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が労働局の特別相談窓口へ相談し、労働局から助言などを受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

■労働者の皆さまへ

【相談窓口のご案内】

- ・都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。
- ⇒ ご相談は裏面の相談窓口一覧まで

■事業主の皆さまへ

【申請手続きおよび申請に関する相談窓口のご案内】

- 申請手続き、助成金の支給要件等の詳細について、下記のコールセンターでご相談に対応しています。助成金（事業主向け）の申請書類は、下記の受付センターまで郵送をお願いします。
- また、労働者の方からのご相談を受けて、都道府県労働局で事業主に助成金の活用の働きかけを行う場合、申請書類の作成支援も全面的に行います。

小学校休業等対応助成金（個人申請分）等のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、以下の対応が可能です。

①令和2年2月27日～同年3月31日の休み	本助成金を労働者が直接申請（個人申請分）
②令和2年4月1日～令和3年3月31日の休み	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請

- 労働者の方が利用を希望する場合、都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご連絡ください（裏面記載）。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、上記①②の期間に応じて、労働者の方から各制度の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。
- 個人申請分等の詳細は、裏面をご参照ください。

申請方法等のお問い合わせ	【コールセンター】※小学校休業等対応助成金について 0120-60-3999（フリーダイヤル）受付時間9:00～21:00 ※土日祝日含む
労働者からのご相談	【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』】 全国の相談窓口を裏面に記載していますのでご参照ください。
小学校休業等対応助成金（事業主向け） 申請書の提出先	【受付センター】 〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター ※郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。 ※事業主向け助成金の申請書提出先であり、個人申請分の申請書提出先ではありません。

個人申請分等について

Q どのような場合に、小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金の対象となりますか？

A 以下を満たすことを前提に、各制度の支給要件を満たす場合に、各制度の対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない（※3）部分があること
 - ※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
 - ※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
 - ※3 年次有給休暇を取得した部分は通常通りの賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 小学校休業等対応助成金の個人申請分および新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記載や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。また、令和2年4月以降分の休暇に係る新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請に当たっては、当該労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意すること。

Q どこに申請すればよいですか？申請期限はいつですか？

A まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。申請期限（特別相談窓口の設置期限）は令和3年6月30日です。

◎事業主の皆様へのお願い

- 小学校休業等対応助成金の個人申請分や休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
 - 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
- ⇒ 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、**個人申請分や休業支援金・給付金の申請に当たってご協力をお願いします。**



その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索

- 小学校休業等対応助成金について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和3年6月30日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072 06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		

